

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	北九州市 母子・父子・寡婦福祉資金貸付事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

北九州市は、母子・父子・寡婦福祉資金貸付及び償還に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護を実施していることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

北九州市長

公表日

平成29年3月31日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	母子・父子・寡婦福祉資金貸付事業
②事務の概要	ひとり親家庭や寡婦の経済的自立を助け、児童の福祉を増進するため、12種類の資金の貸付を行う。 【事務処理】 (1)各区役所保健福祉課での貸付申請受付 (2)貸付1件ごとに貸付番号を採番し、貸付台帳を作成 (3)貸付に関する書類の作成・発送 (4)貸付金の交付 (5)住記情報や変更届等による台帳への記載、削除または記載の訂正 (6)貸付台帳の正確な記録を確保するための措置 (7)償還に関する書類の作成・発送 (8)償還金の償還台帳への消し込み (9)未償還者への償還指導・督促 (10)個人番号カード等を用いた本人確認 (11)中間サーバーへの貸付情報の提供
③システムの名称	母子寡婦福祉資金貸付金システム 住民記録システム 中間サーバー 宛名管理システム 団体内統合宛名システム
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)母子・父子・寡婦福祉資金貸付データ (2)住民基本台帳データ	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第一の43の項 ・別表第一の主務省令 第34条 個人番号の利用に関する条例第3条第3項 別表第2の20の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第7号 別表第二の26の項 ・別表第二の主務省令 第19条 ・番号法第19条第7号 別表第二の30の項 ・番号法第19条第7号 別表第二の63の項 ・別表第二の主務省令 第34条 ・番号法第19条第7号 別表第二の87の項 ・別表第二の主務省令 第44条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	子ども家庭局子育て支援課
②所属長	岩佐 健史
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒803-0814 北九州市小倉北区大手町11番5号 北九州市立図書館
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市子ども家庭局子ども家庭部子育て支援課 093-582-2410

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成28年12月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成28年12月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明